

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

智頭町は、社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳥取県智頭町長

公表日

令和7年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務
②事務の概要	社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減に係る要綱(平成24年3月22日要綱第75号)による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務 ①申請書や届出書に関する確認 ②軽減対象者把握
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格情報、介護保険給付賦課情報、介護受給者台帳、宛名情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第2項 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号の確認、情報連携時による照会時の対象者の確認、個人番号及び個人情報に記載された申請書の廃棄についていずれも複数人での確認を徹底するため、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に限定しており、適切なアクセス管理を行っている。また、アクセスログの保存・確認が可能なため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	評価実施機関における担当部署	福祉課 課長 小谷いず美	福祉課長	事後	
令和7年3月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第9条第2項 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2		
令和7年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない		
令和7年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号			
令和7年3月12日	請求先	福祉課	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101		
令和7年3月12日	連絡先	福祉課	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101		
令和7年3月12日	1. 対象人数 時点計数	令和4年2月28日	令和7年3月1日		
令和7年3月12日	2. 取扱者数 時点計数	令和4年2月28日	令和7年3月1日		
令和7年3月12日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である			
令和7年3月12日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である			
令和7年3月12日	8. 人手を介在させる作業 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年3月12日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		申請書に記載された個人番号の確認、情報連携時による照会時の対象者の確認、個人番号及び個人情報が記載された申請書の廃棄についていずれも複数人での確認を徹底するため、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
令和7年3月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		
令和7年3月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である		
令和7年3月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		システムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に限定しており、適切なアクセス管理を行っている。また、アクセスログの保存・確認が可能なため、権限のない者により特定個人情報不正に入手されるリスクへの対策は十分である。		